

日・タイ FTA 交渉における農業問題

アジア地域の経済連携と日本農業

〔要 旨〕

- 1 1990年代以降，世界的に FTA，地域統合の動きが盛んになっている。日本も「東アジア共同体」の形成に向けて FTA を推進するようになっており，現在，韓国，タイ，マレーシア，フィリピンとの間で FTA（EPA）交渉が行われている。
- 2 日・タイ FTA 交渉の背後には，ASEAN の拡大と深化や，APEC における貿易・投資自由化論議があり，また中国と ASEAN との FTA 構想が大きな影響を与えた。日・タイ FTA 交渉は，作業部会，タクスフォースの議論を経て 04 年 2 月より政府間交渉が行われており，具体的な内容を詰める段階に入りつつある。タイは世界の主要国と積極的に FTA 交渉を行っているが，タイ国内には慎重論も現れている。
- 3 日・タイ FTA 交渉において，日本は，タイに対して工業品関税の撤廃・削減，投資規制の緩和や貿易円滑化などを求めており，ASEAN における日本の地位向上・確立をめざしている。一方，タイは，日本からの投資促進や農水産物輸出の増大を期待しており，また，日本に対して人の移動の規制緩和を要求している。いずれも国内調整が必要でセンシティブな問題を含んでおり，今後，各論に進むにつれて交渉は難航する可能性もある。
- 4 タイは米・米加工品，砂糖，でんぷん，パイナップルなどの農水産物の対日輸出を増大させたいと期待しているが，米は日本の食料安全保障にとって最も重要でセンシティブな品目である。また，砂糖，でんぷん，パイナップルは，北海道や沖縄県，鹿児島県の農業において重要な品目であるため，関税撤廃は困難であり，現行制度を維持する必要がある。
- 5 FTA は WTO の最恵国待遇原則と矛盾する側面があるため，WTO は FTA に一定の条件を満たすことを求めているが，日・タイ FTA では例外品目をどう設定するかが一つの焦点である。また，タイと日本との経済発展段階の違いを考慮する必要がある。農業分野では，協力と貿易自由化のバランスが課題になっている。日・タイ FTA は東アジア共同体の形成の出発点に過ぎず，長期的視点にたって交渉を進めるべきであり，また，将来的には，東アジアの共通農業政策，共通環境政策まで構想すべきであろう。

目次

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| 1 はじめに | (1) タイ農業の概況 |
| 2 日・タイFTA交渉の背景と経緯 | (2) 米・米加工品 |
| (1) ASEANの拡大と深化 | (3) 砂糖 |
| (2) APECでの貿易・投資自由化論議 | (4) でんぷん |
| (3) 通商政策の転換と日・タイFTA交渉 | (5) パイナップル |
| (4) タイのFTA政策 | (6) その他品目 |
| 3 日・タイFTA交渉の構図 | 5 課題と展望 |
| (1) 日本の目的と関心事項 | (1) WTO協定との整合性 |
| (2) タイの目的と関心事項 | (2) 経済発展段階の相違と途上国への配慮 |
| (3) 日本のセンシティブ問題 | (3) 協力と貿易自由化のバランス |
| (4) タイのセンシティブ問題 | (4) 日本農業の構造改革と国内対策 |
| (5) 今後の交渉の見通し | (5) FTAと環境問題 |
| 4 主要農産物の動向と日本の国内事情 | (6) 「東アジア共同体」と共通政策の可能性 |

1 はじめに

1990年代以降、世界的にFTA、地域統合の動きが活発化している。欧州では、90年代にEU域内の通貨統合が行われるなど統合が深化したが、今年（04年）5月には東欧諸国等10か国が新たにEUに加わり、EUは25か国に拡大した。また、米州では、94年に米国、カナダ、メキシコによるNAFTAが発効し、現在は、南北アメリカ全体の自由貿易圏を目指したFTAA（米州自由貿易協定）の交渉が進められている。

一方、アジア地域においても、AFTA（ASEAN自由貿易地域）、中国とASEANのFTA構想、インドとASEANのFTA構想などが進んでいる。日本は、90年代には

世界経済の地域主義的傾向を批判し、自らはFTAの当事者になることはなかったが、こうした世界的な潮流のなかで、「東アジア共同体」の形成に向けて日本もFTAを推進するようになっており、現在、韓国、タイ、マレーシア、フィリピンとの間でFTA交渉が行われている。

本稿は、このうち対日農産物輸出が多く、今後、農産物を巡って交渉が難航する可能性のあるタイについて、FTA交渉の背景と農産物を巡る論点を解説するとともに今後の課題を検討してみたい。

（注1）日本は、アジア諸国とのFTAを、関税のみならず投資、サービス貿易、貿易ルールなど幅広い分野を含んだ協定という意味で、経済連携協定（EPA）と称しているが、本稿では原則としてFTAと記述する。

2 日・タイFTA交渉の 背景と経緯

(1) ASEANの拡大と深化

ASEANは、加盟国間の善隣友好関係の確立を目的に、タイ、マレーシア、インドネシア、フィリピン、シンガポールの5か国によって1967年に発足したものであるが、当時インドシナ半島ではベトナム戦争(1961~75年)が続いており、ASEANは東南アジアの反共国家同盟という色彩があり、域内の紛争を防ぎ協力関係を構築するための政治的機構であった。

しかし、ASEANは冷戦体制の終焉とともにその性格が変化してきた。その一つは加盟国の拡大であり、84年にブルネイが加盟し、95年にベトナム、97年にラオス、ミャンマー、99年にはカンボジアが加盟した。その結果、加盟国は10か国となり、文字通り東南アジア全体を包含する組織になった。

また、域内の経済関係を強化するため、92年にASEAN自由貿易地域(AFTA)が合意された。その内容は、

CEPT(共通効果特惠関税協定)の実施によって93年から15年以内に域内の関税を0~5%に引き下げる。

15の品目グループ(電子機器、繊維等)については関税引下げを加速し7年以内に0~5%に引き下げる。

投資・産業補完を充実させ資本市場を育成する。

などである。その後、ウルグアイラウンド合意やAPECでの貿易自由化論議を受けて、AFTAは、94年に、自由貿易地域の成立を15年から10年に5年前倒しにすることを決め、また農産物も自由化対象品目とした。その結果、03年には、域内の関税率は一部を除いて5%以下になった。

(2) APECでの貿易・投資自由化論議

こうしたASEANにおける貿易自由化に大きな影響を与えたものとしてAPEC(アジア太平洋経済協力)があった。APECはアジア太平洋諸国間の経済協力関係を構築するために1989年に発足したものであり、ASEAN諸国、日本、韓国、中国、米国、メキシコ、チリ、豪州、ニュージーランドなど、太平洋に面する多くの国(21か国)が参加している。「開かれた地域主義」を謳っており、もともと米国の地域主義的傾向をけん制する意図で日本の構想によって作られたものである。

APECは94年にボゴール宣言で域内の貿易・投資自由化の推進を決議し、加盟国は、先進国については2010年まで、途上国については2020年までに貿易・投資の自由化を行うこととした。さらに、95年には大阪行動指針、96年にはマニラ行動計画を決議し、貿易・投資自由化に向けた手順を示した。

しかし、その後、米国とアジア加盟国の一部に対立があったこと、一部の分野を優先的に自由化するEVSL(早期自主的分野別自由化)計画が失敗したこと、アジア通

貨危機に対してAPECとして有効な打開策を示せなかったことなどにより、APECの影響力は急速に薄れていったが、APECにおける貿易・投資自由化論議はAFTAや東アジアの経済連携推進に大きな影響を与えたと言える。

(3) 通商政策の転換と日・タイFTA交渉

近年の東アジア地域の地殻変動に大きな役割を果たしているのは中国であり、中国は01年12月にWTOに加盟したが、01年11月にASEANとのFTA締結に合意し、02年11月には、2015年までに中国とASEANは自由貿易地域を完成させるというASEAN・中国包括経済協力枠組み協定が調印された。

日本は、こうした中国の動向に刺激されて対アジア地域の通商政策の建て直しを迫られ、それまでのWTO中心の政策から、「重層的通商政策」としてWTOのみならずFTAも同時に推進する方針に転換して^(注2)きた。そして、中国のあとを追うように、02年1月に小泉首相がシンガポール訪問時に「日・ASEAN包括的経済連携構想」を提案し、03年10月には日・ASEAN包括的経済連携枠組みの合意文書の署名が行われた。このなかで、ASEANの旧加盟国とは2012年まで、新加盟国とは2017年までにFTAを実現することを取り決めており、これに基づいてタイ、マレーシア、フィリピンとの交渉が開始された。

タイとの間では、01年11月にタクシン首

相から日本とのFTA検討の提案があり、02年4月に日・タイ経済連携の作業部会立ち上げを決定し、作業部会は02年9月から03年5月まで5回開催された。また、その後、03年7月から11月まで、民間から全中、全漁連、日本看護協会、日本経団連が参加して産官学研究会（タクスフォース）が3回開催され、それを受けて03年12月に政府間交渉の開始に合意し、04年2月、4月、6月と、これまで交渉が3回行われている。

このように、日本はASEAN地域との経済連携に向けた路線を着々と進めており、既に交渉は国別に具体的な内容を詰める段階に入りつつある。

(注2) 日本は02年に、シンガポールとの間で日本として初めてFTA（正式名称は日本・シンガポール新時代経済連携協定[JSEPA]）を締結した。締結に際しては、まず99年12月の首脳会談の結果を受けて産官学の研究会が設立され、00年9月に研究会の報告書が提出された。それを受けて01年1月より政府間交渉が開始され、02年1月に協定の署名が行われ、02年11月に発効した。

(4) タイのFTA政策

01年2月のタクシン政権誕生以降、タイは積極的にFTAに取り組んでいる。90年代にはASEAN域内の貿易自由化がAFTAによって進められたが、タイは02年にパーレーンとFTAを合意（調印は03年1月）したのをはじめ、03年10月に、豪州とFTA締結を合意し、米国とFTA交渉開始に合意した。また、03年10月よりタイは中国との間でアーリーハーベストとして野菜、果実の関税を撤廃し、同年12月に日本とのFTA交渉開始に合意した。また、03年10月には、ASEANとインドとの間でFTA

に向けた枠組み協定が締結されている。このように、タイは世界の主要国と活発にFTA交渉を行っており、現在、タイと経済関係の深い主要国（地域）でFTAの協議を行っていない国（地域）は韓国とEU^(注3)だけであるという状況になっている。

一方で、こうしたタクシン首相のFTAに対する積極姿勢に対して、タイの国会議員、学者、マスコミの一部から、政府がFTAに関する情報を公開していない、交渉に国会、国民の意見が反映されていないとの批判が出てきている。特に、中国とのアーリーハーベストによって野菜・果実が中国から大量に流入しタイの農業にマイナスの影響が出ていること、米国とのFTAではタイにとって不利になる内容が盛り込まれる恐れがあることなどから、FTAが本当にタイの経済・国民にとってメリットがあるのか疑わしいと疑問を投げかけ、FTAの内容を慎重に検討して交渉を進めるべきであり、合意の前に国会の承認をとりつけるべきだ、と主張している学者もいる。^(注4)

(注3) こうしたタイの状況をもって「FTAシンδροーム」と称している学者もいる。

(注4) 日本の世論は時流に流される傾向があり、FTAも「包括的経済連携」「東アジア共同体」の美名のもとFTAを進めるのが当然であるかのような風潮になっているが、誰がFTAの推進者であり、相手国の誰がFTAを望んでいるのか、タイの企業、国民、農民にとってFTAは何のメリットがあるのか、十分な検討が必要であろう。また、日本は企業の論理が優先しすぎており、FTAを締結するのが「国益」だとされているが、国益とは一体何なのか、本当に国民の利益になるのかを、一度冷静になって疑ってみる必要がある。

3 日・タイFTA交渉の構図

これまでの作業部会、タクスフォースでは、日本とタイの経済連携に関する様々な事項が議論されており、タクスフォース報告書では日・タイ経済連携協定の範囲として21項目があげられているが、日・タイFTA交渉における両国の主な関心事項と対立点は以下の通りである。

(1) 日本の目的と関心事項

a ASEANにおける地位確保

中国の改革・開放路線の進展のなかで、90年代には、日本はASEANより中国により強い関心が向いており、日本と中国の貿易・投資関係が深まった。また、ASEANも中国との経済関係を強めたため、ASEANにおける日本の相対的地位は低下しつつある。

しかし、地域的バランスやリスク分散、またこれまでの蓄積という観点から、日本にとってASEANは引き続き重要であり、日本はタイとのFTAによってASEANにおける日本の地位を維持・向上させたいと考えている。特に、現在、タイは中国、米国、インド、豪州とFTAを進めつつあるため、日本としてはメキシコの二の舞にならないよう、タイとこれらの国とのFTA交渉の進展状況をにらみながら日・タイ間の交渉を進めようとしている。

b 工業品関税の撤廃・削減

タイはWTO交渉において、ケアンズグループの一員として先進国の農業保護を批判し貿易自由化を主張しているが、タイの関税率（単純平均関税率15.2%）は日本（同7.7%）と比べて高い。

例えば、タイの自動車の関税率は80%、自動車部品の関税率は10~42%であり、タイの国民は高い自動車を買わされている。また、タイで現地工場を有している日本の自動車メーカーは日本から部品を取り寄せると関税分だけコストが高くなる。この関税率を撤廃・削減することが日本企業の事業をやりやすくし、それがタイの経済にとっても有益であるとしている。

c 投資規制の撤廃・緩和

タイは自国資本を育成するため、外資比率規制（原則として49%以内）や事業分野規制（一部業種は外資を制限）などの外資規制を設けており、土地所有規制や外国人就業規則もある。その一方で、外国投資を促進するために優遇措置も設けており、そのなかで投資委員会（BOI）が大きな役割を果たしている。日本は、こうした外資規制を撤廃・緩和してほしい（内国民待遇）との要望を持っており、またタイが米国に与えている特権的な待遇^{（注5）}と同じ投資環境を求めている（最恵国待遇）。

d その他

関税、投資規制以外に、日本は、政府調達^{（注5）}の改善・透明性確保、サービス貿易自由

化（内国民待遇、外資規制撤廃）、知的所有権保護などをタイ側に求めており、また、貿易規則の透明性、輸出入手続の簡素化など貿易円滑化によるビジネス環境の整備を今回の交渉で獲得したいと考えている。

（注5）タイはベトナム戦争時の1966年に、米国との関係強化を内容とする「タイ米友好条約」を締結した。この条約によって米国企業は投資においてタイ企業と同等の扱いを受けており、これはWTO（GATT）の最恵国待遇原則に反する内容である。この協定は04年末に失効することになっており、米国はFTAによる延長、強化をねらっている。

（2）タイの目的と関心事項

a ASEANにおける地位向上・確立

タイは日本とFTAを締結することによって、タイをASEANの経済的中心として発展させ、ASEANにおける経済的地位を向上・確立させたいと考えている。また、タイは世界の主要国とFTAを締結することで、ASEANのリーダーとしてのタイの存在をアピールするという政治的ねらいもある。

b 日本からの投資の促進とタイ経済の活性化

タイは日本とのFTAによってタイに日本企業の投資を呼び込み、タイの経済を活性化させたいと考えている。また、そのことによって低生産性部門の改革を促すなどタイ国内の構造改革を進めようとしている。

c 農水産物輸出の増加

農水産物はタイの重要な輸出品目であ

り、タイとしては日本とのFTAによって日本への農水産物輸出を増加させたいと考えている。日本の関税率は一部を除いて既に低く、多くの工業品は無税である。タイにとっては、米、米加工品、砂糖、でんぷん、果実、野菜、水産物などの関税撤廃・削減や無税枠の設定による農水産物の輸出増加に期待をかけている。また、食品衛生の検疫のためにコストがかかったり、トラブルがおきたりすることがあるため、タイとしては検疫制度を改革してほしい、問題が起きたときの処理方法を簡素化・迅速化してほしいとの期待がある。

d 人の移動に関する規制緩和

また、タイは、タイ人が日本で就労できるように人の移動に関する規制を緩和してほしいと望んでいる。具体的には、看護師、介護士、マッサージ師などが日本で働けるようにし、これらの労働者の送金による外貨獲得に期待している。

(3) 日本のセンシティブ問題

タイ側の関心事項は、日本にとっては国内調整が難しいセンシティブな問題でもある。

a 農産物関税

農産物のなかには、日本の食料安全保障や地域経済にとって重要であるため、関税撤廃が難しい品目がある。米、砂糖、でんぷん、鶏肉がセンシティブ4品目と言われているが、野菜、パイナップルなども問題

になる可能性がある。これらの品目については例外にするか経過措置を長くとるなどの特別な配慮が必要であろう。また、食品の検疫制度についても、食品の安全性に対する関心が高まっているなかで検疫の水準を緩めることはありえず、日本ができるとすればせいぜい紛争処理の仕組みをルール化・迅速化するというところであろう。

b 人の移動

労働力の受入れも日本としてはなかなか難しい問題である。一つは、日本の労働市場への影響であり、タイ人労働力を受け入れると看護師、介護士の供給圧力となるため、関係業界は反対している。また、治安問題、不法就労などの社会問題の増大への懸念も、受入れを反対する理由としてあげられている。日本（厚生労働省）としては、専門的・技術的労働者と単純労働者に区分し、専門的・技術的労働者については日本の資格取得を前提に一定程度の受入れを検討するが、単純労働者については慎重な姿勢で交渉に臨む方針である。

(4) タイのセンシティブ問題

a 工業品関税

タイにとっては、高関税率品目の関税を撤廃することは国内業界への影響があるため、簡単には撤廃できないものもあり、その例として、鉄鋼、自動車部品、石油化学製品などがあげられている。また、タイが工業品の関税を撤廃すれば、日本からタイへの輸出がいっそう増加し、貿易収支にマ

イナスの要因となる。もちろん、関税撤廃によってタイの消費者は安い商品が購入できるようになり、タイの企業にとっても原料・部品、資本財（機械等）の輸入価格が安くなるというメリットはあるが、輸入品と競合する製品を製造している企業、業界にとってはマイナスに作用することになる。

b 投資規制

投資規制についても、国内企業の育成、国家主権という観点から、撤廃することは難しいであろう。また、投資に関しては、米国にだけ特恵的な地位を認めている現在の状態の是正が問題になるであろうが、タイは米国ともFTA交渉を行っており、タイは今後、米国、日本の両国と難しい交渉を行わなければならない状況に置かれている。

(5) 今後の交渉の見通し

このように、日本とタイの主張、関心事項は対立している部分がある。今後、夏以降に交渉が具体化していくなかで、両国の国内調整を検討しながら妥協できる地点を探る作業をしていくことになるであろう。

タイは、来年（05年）早々に国内で選挙があるため早期（年内）の合意をめざしていると言われており、タイの大臣クラス的人物が早期に妥結するために農産物などセンシティブな問題は先送りしてよいとの発言をしているが、今後交渉が各論に進むにつれて、農産物問題、労働問題を巡って交

渉が難航することも予想される。

4 主要農産物の動向と日本の国内事情

次に、交渉の焦点となる可能性のある農産物について、タイの生産・輸出状況と日本の国内事情を品目別にみてみよう。

(1) タイ農業の概況

品目別にみる前に、まずタイの農業について概観しておく。

タイは伝統的な農業国であり、80年代以降の経済成長によって経済に占める農業の割合は低下したが、現在でも国民の4割は農業に従事している。タイの農地面積は2,101万ha（99年、日本の4.1倍）であり、そのうち水田が5割を占めている。農家戸数は5,793千戸（日本の1.9倍）、1戸当たりの農地面積は3.7haで日本の2.4倍である。主な農産物は、米、天然ゴム、サトウキビ、キャッサバ、メイズ、熱帯果実であり、養鶏も盛んである。

農水産物はタイの重要な輸出品目であり、01年の農林水産物輸出額は152億ドルで輸出全体の4分の1近くを占めている。主な輸出品目は、ゴム、エビ、米、マグロ缶詰、木材製品、砂糖、パイナップル缶詰、鶏肉、キャッサバ製品である。農林水産物の輸出先は日本、米国、EUの先進国で5割を占め、そのほか中国、マレーシア等の近隣アジア諸国への輸出が多い。日本への農林水産物の輸出額は3,736億円でタイの

対日輸出額の28%を占めている(02年)。主な輸出品目は、ゴム、エビ、イカ、ペットフード、砂糖、でんぷん、野菜であり、近年は加工度の高い食品の輸出が増加している。

(2) 米・米加工品

a タイの米生産・輸出動向

米はタイにとって最も重要な農産物であり、01年の米生産量は2,651万トン(籾、日本の2.3倍)で、タイは世界第6位の米生産国である。生産している米はほとんどインディカ米であり、ジャポニカ米の生産は3,200ha、1万4千トン(籾)に過ぎず、総生産量の0.1%にも満たない。^(注6)単収の増大等によりタイの米生産量はこの10年間で約3割増加している(第1表)。

タイの米は伝統的に輸出比率が高く、03年の輸出量は753万トン(精米)で、生産した米の約4割を輸出している。タイは世界最大の米輸出国であり、世界の米輸出货量の3割を占めている。主な輸出先はアジア・アフリカ諸国であり、日本への輸出货量

第1表 タイの米生産

(単位 万ha, 万トン, kg/ha)

| (年) | 作付面積 | 生産量 | 単収 |
|---------|-------|-------|-------|
| 1992/93 | 967 | 1 992 | 2 174 |
| 93/94 | 948 | 1 845 | 2 175 |
| 94/95 | 971 | 2 111 | 2 352 |
| 95/96 | 1 014 | 2 202 | 2 420 |
| 96/97 | 1 020 | 2 233 | 2 410 |
| 97/98 | 1 027 | 2 358 | 2 379 |
| 98/99 | 1 003 | 2 300 | 2 418 |
| 99/00 | 1 031 | 2 417 | 2 424 |
| 00/01 | 1 064 | 2 584 | 2 613 |
| 01/02 | 1 060 | 2 651 | 2 619 |

資料 タイ農業統計

(注) 籾ベース

はミニマムアクセスの13.6万トン(02年度)のみである。近年、ベトナム、インドの輸出货量増大等により世界の米輸出市場の競争が激化し、米の国際価格が低迷している。タイの国内米価格は国際価格に連動しているため生産者価格が低下しており、タイ政府は米の価格を支持する政策を実施している。

b 日本の米輸入の現状

日本は、ウルグアイラウンド合意に基づいて95年からミニマムアクセスによる米の輸入を行っており、99年からは関税化に移行した。しかし、現在は二次関税率が非常に高いため(341円/kg, 490%に相当)、ミニマムアクセス以外の輸入はほとんど行われていない。

ミニマムアクセス米については、国が輸入国、数量、用途等を決めている一般輸入米と、輸入業者と国内卸売業者が共同で入札を行うSBS米に分かれており、02年度では、一般輸入米が629千トン、SBS米が50千トンとなっている。一般輸入米は、ウルグアイラウンド合意当時の了解により国内需給に影響のないよう援助用、飼料用、加工用に向けられており、一般消費者に渡ることはない。一方、SBS米は主食用に向けられているが、これも業務用が主であり、店頭で見かけることは少ない。02年度において、タイからは一般輸入米が135千トン輸入されており、SBS米の輸入は1千トンであった(第2表)。

第2表 MA米の国別輸入量

(単位 千トン)

| (年度) | 1995 | 96 | 97 | 98 | 99 | 00 | 01 | 02 | |
|-------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 一般輸入米 | 米 国 | 188 | 201 | 238 | 265 | 276 | 284 | 300 | 301 |
| | 豪州 | 85 | 80 | 82 | 87 | 90 | 94 | 91 | 82 |
| | タイ | 95 | 128 | 133 | 130 | 138 | 144 | 129 | 135 |
| | 中国 | 30 | 35 | 30 | 10 | 14 | 35 | 55 | 76 |
| | その他 | - | - | 5 | 20 | 15 | 16 | 5 | 35 |
| 計 | 398 | 444 | 489 | 512 | 533 | 573 | 580 | 629 | |
| SBS米 | 米 国 | 6 | 14 | 35 | 36 | 37 | 46 | 24 | 20 |
| | 豪州 | 2 | 1 | 3 | 15 | 15 | 14 | 9 | 4 |
| | タイ | 0 | 0 | 1 | 5 | 4 | 5 | - | 1 |
| | 中国 | 2 | 5 | 14 | 62 | 63 | 53 | 66 | 24 |
| | その他 | 0 | 2 | 2 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 |
| 計 | 11 | 22 | 55 | 120 | 120 | 120 | 100 | 50 | |

資料 日本食糧協会「食糧要覧」

c 日本の国内事情

日本にはインディカ米の需要はわずかし
 がなく、またタイでは、気象条件が異なる
 ため日本人の求める品質のジャポニカ米の
 栽培は困難であり、ジャポニカ米を生産で
 ける余地は限られている。しかし、日本で
 は、米の消費量減少等によって生産調整面
 積は97万ha(01年)に達しており、さらな
 る輸入増大は受け入れ難い状況にある。ま
 た、二次関税率を下げた場合は、加工米と
 してタイ産の米が多く輸入される可能性が
 あり、国内需給に影響を与えることになる
 (注7)であろう。

米については、WTO交渉においても関
 税率の上限設定が問題になっている
 が、生産者数が多いこと(238万
 戸[00年])、日本全国で生産されて
 いること、日本が自給できる唯一
 の穀物であり自給カロリーの6割
 を占めていることなど、米は日本
 の農業・食料供給にとって最も重
 要な品目である。タイ側も米が日

本にとって最もセンシティブ
 な品目であることは理解して
 いるが、今後の交渉過程のな
 かでタイ側からなんらかの要
 求が出てくる可能性はある
 う。

d 米加工品

タイでは、米粉、麺(ビー
 フン)など米の加工品の生産
 も盛んである。米粉の生産量

は180千トン程度と推計されているが、そ
 のうち5割を輸出しており、輸出量の5割
 が日本向けである。日本の貿易統計によ
 ると、日本は米粉調製品を102千トン輸
 入しているが、うちタイからの輸入が47千
 トンである。また、米菓の輸入量6.7千
 トンのうちタイから4.7千トン、ビーフ
 ンは6.2千トンの輸入量のうちタイから
 3.9千トン輸入している。このように、
 日本の米加工品の輸入に占めるタイの割
 合は大きい(第3表)。

なお、米粉の輸入は関税割当制度にな
 っており、枠内関税が25%、二次関税が
 375円/kgである。また、米菓の関税は
 29.8%、

第3表 日本の米加工品輸入量

(単位 千トン)

| (年) | 米粉 調整品 | うち タイ | 米菓 | うち タイ | ビーフ ン | うち タイ | 肉・魚等 調整品 | 計 |
|------|-----------|----------|-----|----------|----------|----------|-------------|-----|
| 1990 | 20 | 15 | 7.1 | 4.2 | 1.9 | - | 0.8 | 30 |
| 95 | 82 | 35 | 9.2 | 7.9 | 3.0 | - | 1.0 | 95 |
| 00 | 107 | 46 | 6.0 | 5.2 | 4.3 | 3.1 | 0.9 | 118 |
| 01 | 106 | 47 | 6.5 | 5.2 | 4.7 | 3.3 | 0.8 | 118 |
| 02 | 102 | 47 | 6.7 | 4.7 | 6.2 | 3.9 | 1.1 | 116 |

資料 財務省「貿易統計」

(注)1 製品輸入量

2 「肉・魚等調製品」は米を含むもの。

ビーフンの関税は27.2円/kgである。タイからはこの関税率引下げの要求が出てくる可能性はあるが、米加工品の輸入が増えると全体の米需給に影響を与えることになるため例外品目にする必要がある。

(注6) JETRO海外農林水産業情報No133『タイにおける日本米の生産・流通・消費動向』(2004.3)による。

(注7) 米の加工需要は116万トン(うち酒類用34万トン,加工米飯15万トン,米菓21万トン,米穀粉12万トン,味噌用12万トン,もち5万トン)あり,そのうち国産米が88万トン使用されると推計される(01年度)。

(3) 砂糖

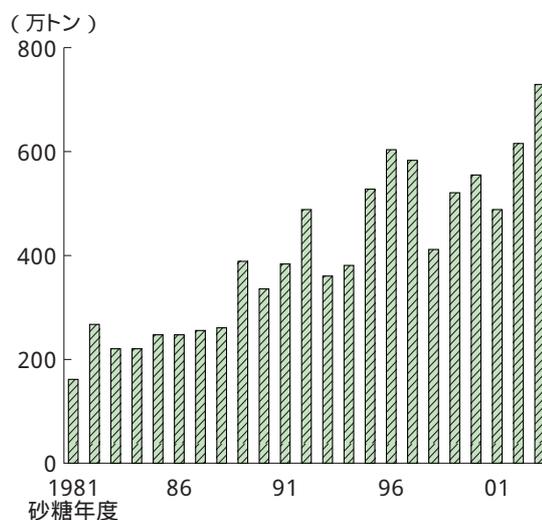
a タイの生産・輸出動向

タイのサトウキビ作付面積は997千ha,砂糖の生産量は6,545千トン(粗糖換算)で^(注8)あり(01/02年度),タイは世界第4位のサトウキビ生産国で,砂糖の生産量は世界第5位である。タイでは東北部を中心にサトウキビ生産が増大しており,砂糖の生産量は20年前の3倍,10年前の2倍になっている(第1図)。

近年,世界的に砂糖生産が増大しており(特にブラジルの生産増大が著しい),またEUの砂糖補助金の影響等もあり国際砂糖価格は低迷している。タイでは,国内砂糖価格は政府が定めた固定価格になっており,サトウキビ価格も農家と工場の取り分を一定割合に固定する制度を有しているなど,砂糖産業に対して政府が深く関与しているが,国際砂糖価格の低迷のためタイの砂糖基金は大きな赤字を抱えている。

タイは生産した砂糖の約7割を輸出しており,01/02年度の輸出量は4,413千トンで,

第1図 タイの砂糖生産量推移



資料 タイさとうきび委員会

(注) 砂糖生産量は粗糖と精製糖の単純集計。

タイはブラジルに次いで世界第2位の砂糖輸出国である。砂糖輸出のうち粗糖として輸出しているのが2,322千トン(主な輸出先はロシアやアジア諸国),精製糖(白糖を含む)として輸出しているのが2,091千トン(主な輸出先はインドネシア,カンボジアや中東諸国)である。なお,日本は精製糖の輸入に対して高関税と調整金を課しているため,タイから輸入しているのは粗糖のみである。

b 日本の砂糖需給と国内生産の実態

日本の砂糖の総需要量は2,277千トン(01/02年度)であるが,そのうち7割を輸入(粗糖)に依存し,3割は国産原料によるものである(第4表)。日本の粗糖輸入量に占めるタイの割合は年による変動はあるが3~4割であり,日本の粗糖輸入先は豪州とタイで8割を占めている。

01/02年度において国産原料による砂糖

第4表 日本の砂糖需給

(単位 千トン, %, kg/人)

| (砂糖年度) | 国産 | | | | 輸入量 | 需要量 | 自給率 | 一人当たり消費量 |
|---------|------|------|------|-----|-------|-------|------|----------|
| | てん菜糖 | 甘しや糖 | 含みつ糖 | 計 | | | | |
| 1984/85 | 598 | 270 | 12 | 880 | 1 782 | 2 643 | 33.3 | 21.9 |
| 89/90 | 614 | 307 | 13 | 934 | 1 669 | 2 633 | 35.5 | 21.3 |
| 94/95 | 583 | 175 | 7 | 765 | 1 639 | 2 471 | 31.0 | 19.8 |
| 99/00 | 616 | 175 | 9 | 800 | 1 487 | 2 300 | 34.8 | 18.1 |
| 00/01 | 569 | 153 | 8 | 730 | 1 483 | 2 293 | 31.8 | 18.1 |
| 01/02 | 663 | 169 | 8 | 840 | 1 405 | 2 277 | 36.9 | 17.9 |

資料 農林水産省生産局

第5表 日本の砂糖原料生産(2002年産)

| | てん菜 | サトウキビ | 計 |
|------------|-------|--|-------|
| 面積(千ha) | 66.6 | 23.8 | 90.4 |
| 生産量(千トン) | 4 098 | 1 326 | 5 424 |
| 生産農家(千戸) | 10.5 | 29.6 | 40.1 |
| 生産地域 | 北海道 | 沖縄 18.7千戸 13.9千ha 鹿児島 10.9千戸 9.9千ha | |
| 砂糖生産量(千トン) | 723 | 160 | 883 |

資料 農畜産業振興機構「砂糖類情報」

(注) てん菜の面積は作付面積,サトウキビの面積は収穫面積。

生産量は、てん菜糖663千トン、甘しや糖169千トン、含みつ糖8千トンの計840千トンである。国産原料は北海道のてん菜と沖縄・鹿児島(奄美諸島が主)のサトウキビであるが、生産コストが高いため政府が価格支持を行っている(第5表)。いずれも地域の農業・経済にとって重要な品目であり、例えば、沖縄のサトウキビについてみると、沖縄の農地面積の3分の1でサトウキビが栽培されており、サトウキビの生産額は沖縄農業の総生産額の約2割を占めている。特に、宮古島、石垣島、南大東島などの離島では、サトウキビがなくては地域経済が成り立たないような重要な品目にな

っている。

タイとしては、日本に対して現在以上に砂糖を売り込みたいという期待はあるが、対豪州との関係、ブラジルとの競合の可能性などを考えると現在の制度を変えるのは難しいであろう。北海道、沖縄・奄美諸島において砂糖原

料生産が地域経済、地域農業に果たしている重要性を考えると、砂糖は例外品目にする必要がある。

(注8) 01/02年度は砂糖年度で、01年10月～02年9月。

(4) でんぷん

a タイのキャッサバ生産とでんぷん輸出

タイにおけるキャッサバ(タピオカとも呼ばれる)の作付面積は111万ha、生産量は1,906万トンであり(00年)、タイは世界第3位のキャッサバ生産国である。

キャッサバは、ペレット、チップ、でんぷんに加工され、タイはそのほとんどを輸出している。かつては、タイのキャッサバのほとんどはEU向けのペレット(飼料用)として輸出されていたが、EUが穀物生産を増大させ域内飼料自給化政策を進めたため、EUへのペレット輸出は減少した。^(注9) その一方で、中国向けのチップ(飼料・アルコール原料)やでんぷん・化工でんぷんの輸出が増大してきた(第6表)。

タイは、03年においてキャッサバから製造したでんぷん(タピオカでんぷん)を989千トン、化工でんぷんを458千トン輸出し

第6表 タイのキャッサバ製品輸出品

(単位 千トン)

| (年) | キャッサバ製品輸出品 | | | | キャッサバ 生産量 |
|------|------------|-------|-------|------------|--------------|
| | ペレット | チップ | でんぷん | 化工でん ぷん | |
| 1998 | 2 961 | 237 | 515 | 255 | 15 591 |
| 99 | 4 117 | 222 | 699 | 332 | 16 507 |
| 00 | 3 820 | 95 | 1 048 | 366 | 19 064 |
| 01 | 2 845 | 1 649 | 863 | 422 | 18 396 |
| 02 | 1 497 | 1 560 | 849 | 458 | 16 868 |
| 03 | 2 020 | 1 974 | 989 | 458 | 18 279 |

資料 生産量は農業協同組合省、輸出品はタイ貿易委員会

ている。これらがキャッサバ生産量に占める割合はでんぷん26%、化工でんぷん14%と推計される。でんぷんの輸出品先は台湾が44.4%を占め、次いでマレーシア、インドネシアが続く、日本への輸出品は56千トン(8.5%)である(00年)。

b 日本のでんぷん需給と国内生産の実態

日本のでんぷん需要量は3,007千トンであるが(01年)、そのうち84%が輸入とうもろこし(大部分が米国からの輸入)から製造されるコーンスターチであり、国産原料によるでんぷんは298千トン(ばれいしょでんぷん237千トン、かんしょでんぷん91千トン)で、総需要量の9.9%を占めている(第7表)。

また、でんぷんとしての輸入も164千トンあるが、そのうちタピオカでんぷんが115千トンであり、タイからはその9割以上の105千トンを輸入している。また、化工でんぷんの輸入量349千トンのうちタイからは204千トン(58%)を輸入している(02年)。

なお、でんぷんの最大の需要先は、主に飲料の甘味料として使用されている異性化糖であり(需要量の62%を占め

第7表 日本のでんぷん供給の構成

(単位 千トン)

| (年度) | 国産原料 | | 輸入原料 | | 輸入 でん ぷん | 計 |
|------|------------------|-------------------|-----------------|------------|----------------|-------|
| | かんしょ でんぷ ん | ばれい しょで んぷん | コーン スター チ | 小麦で んぷん | | |
| 1990 | 125 | 238 | 2 279 | 48 | 119 | 2 809 |
| 95 | 88 | 262 | 2 379 | 31 | 118 | 2 878 |
| 00 | 64 | 223 | 2 553 | 29 | 157 | 3 026 |
| 01 | 71 | 227 | 2 531 | 27 | 151 | 3 007 |

資料 農林水産省生産局

(注) 年度はでんぷん年度で、10月～翌年9月。

る)、そのほかでんぷんは、紙・段ボール、ビール等に使用されている。また、化工でんぷんは、食品、医薬品、接着剤等に使用されている。

国内のでんぷん原料の生産地は、ばれいしょが北海道(作付面積57.9千ha、農家戸数19.2千戸、平均3.0ha)、かんしょが鹿児島、宮崎(同14.0千ha、27.9千戸、平均0.5ha)である(第8表)。ばれいしょは北海道(主に十勝地方)の畑作の輪作体系のなかで不可欠の作物であり、かんしょは鹿児島のシラス台地(大隈半島、薩摩半島)の畑作地帯に適しており台風被害に遭いにくい重要な作物としてこの地域で長く生産されてき

第8表 日本のでんぷん原料生産(2002年)

| | ばれいしょ | かんしょ | 計 |
|---------------|-------|--------|-------|
| 作付面積(千ha) | 57.9 | 14.0 | 71.9 |
| 生産量(千トン) | 2 349 | 448 | 1 328 |
| うちでんぷん用(千トン) | 1 224 | 252 | 1 476 |
| 生産農家(千戸) | 19.2 | 27.9 | 47.1 |
| 1戸当たり面積(ha/戸) | 3.0 | 0.5 | |
| 生産地域 | 北海道 | 鹿児島、宮崎 | |
| でんぷん生産量(千トン) | 227 | 71 | 298 |
| でんぷん工場 | 19 | 40 | 59 |

資料 第7表に同じ

(注) でんぷん生産量は01年度。

た。いずれも地域の農業にとって重要な品目であるが、国産原料はコストが高いため、輸入でんぷんに対する関税割当とコーンスターチとの抱き合わせ販売によって価格支持が行われている。

タイからはでんぷんの輸入枠を拡大してほしいとの要求が出てくる可能性はある。それによってコーンスターチの生産量を減らすだけにとどまるのであれば日本として受け入れる可能性はあろうが、国内のでんぷん原料生産に大きな影響の出るような合意は難しいであろう。

(注9) EU共通農業政策とタイのキャッサバ生産との関係については、田坂敏雄『熱帯林破壊と貧困化の経済学』(御茶の水書房, 1991)に詳しい分析がある。

(5) パイナップル

a タイの生産・輸出動向

タイではドリアン、ココナッツ、マンゴーなど多様な熱帯果実が生産されており、種類も生産量も多い。なかでもタイは世界最大のパイナップル生産国であり、生産量は173万トンである(98年)。生産地域は主に南部であり、パイナップル缶詰メーカーは25社ある。タイは、パイナップルを缶詰、ジュースとして輸出しており、生果としての輸出は少ない。パイナップル缶詰の輸出量は359千トンであり、パイナップルジュースの輸出量は65千トンである。主な輸出先はEU、米国であり、日本へのパイナップル缶詰輸出量は25.1千トン(7.1%)である(02年)。

b 日本の生産・輸入動向

日本では沖縄でパイナップルを生産しており、かつては沖縄のパイナップルを保護するため輸入割当制度を設けていたが、71年に冷凍パイナップルの輸入自由化が行われ、90年には、パイナップル缶詰も輸入自由化に追い込まれて現在の関税割当制度に移行した。その結果、69年に101千トンあった沖縄のパイナップル生産は、80年に56千トン、90年に32千トンとなり、01年には11千トンまで減少している(第9表)。自由化以前はパイナップル缶詰工場も多くあり、輸入冷凍パインを原料としたものも含めると87年まではパイナップル缶詰の国内生産量は輸入量を上回っていた。しかし、現在では、パイナップル缶詰工場は沖縄県経済連の1工場のみになっており、国産割合はわずか4.1%になっている^(注10)。

ただし、沖縄には現在もパイナップル畑が593ha、生産農家が565戸あり(2000年農業センサス、販売農家、露地)、01年の生産量は11.2千トンである(うち生食向4.8千トン、加工向6.0千トン)。特に、主産地である沖縄北部(名護市、東村、国頭村等)では、

第9表 沖縄のパイナップル生産

(単位 ha, トン)

| (年) | 栽培面積 | 収穫量 |
|------|-------|--------|
| 1975 | 3 600 | 64 500 |
| 80 | 3 200 | 56 200 |
| 85 | 2 260 | 41 100 |
| 90 | 1 740 | 31 900 |
| 95 | 1 210 | 25 700 |
| 00 | 655 | 11 200 |
| 01 | 634 | 11 200 |

資料 農林水産省「果樹生産出荷統計」

第10表 日本のパイナップル輸入量

(単位 千トン)

| (年) | 缶詰 | タイ | フィリピン | インドネシア | 冷凍 | ジュース | 生鮮 |
|------|----|----|-------|--------|------|------|-----|
| 1980 | 16 | 3 | 5 | ... | 10.9 | 0.3 | 105 |
| 85 | 18 | 5 | 6 | ... | 15.4 | 0.4 | 129 |
| 90 | 53 | 27 | 11 | ... | ... | 5.0 | 128 |
| 95 | 75 | 36 | 17 | 11 | ... | 5.6 | 108 |
| 00 | 57 | 30 | 13 | 10 | 0.7 | 4.8 | 100 |
| 01 | 59 | 34 | 12 | 10 | 1.0 | 6.0 | 118 |
| 02 | 51 | 28 | 9 | 10 | 0.9 | 7.8 | 123 |

資料 財務省「貿易統計」

パイナップル以外の作物にはあまり適さない酸性土壌であるため、パイナップルは地域にとって重要な作物になっている。生産農家は、価格の低い缶詰用から生食用にシフトしたり、ハウス栽培を拡大しているものの、現在の関税割当制度（枠内無税、枠外関税33円/kg）と沖縄産パイナップル缶詰の抱き合わせ制度がなくなって缶詰工場が維持できなくなると、6千トンのパイナップルの行き場がなくなってしまう。

日本のパイナップル缶詰輸入量51千トンのうちタイからの輸入が28千トンで55%を占めており、そのほか日本はインドネシア、フィリピンからパイナップル缶詰を輸入している（第10表）。また、生果はほとんどフィリピンからの輸入である。なお、パイナップルの関税率は、生鮮パイナップル17%、冷凍パイナップル23.8%である。

タイは既に多くのパイナップル缶詰を日本に輸出しているため、これ以上の対日輸出要求は出てこない可能性もあるが、生産量が減少したとはいえ沖縄にとってはセンシティブな品目であり、現在の制度は維持する必要がある。

（注10）かつてパイナップルの大産地であった石垣島では、缶詰工場がなくなったため生産量が大きく減少したが、現在でも88戸が96haのパイナップルを栽培し主に生食用に販売している。石垣島のパイナップルはフィリピン産に比べ新鮮で甘さもあると消費者に好評である。

（6）その他品目

a 鶏肉

タイは70年代以降、日本向けの輸出を中心に鶏肉の生産を増大させ、02年の生産量は1,116千トンになっている。近年では中国との競合により対日輸出は伸び悩んでいるものの、タイにとって日本は最大の輸出先であり、タイの鶏肉輸出に占める日本の割合は、冷蔵鶏肉55.2%、鶏肉調製品50.6%である。一方、日本の鶏肉輸入に占めるタイの割合は、冷凍・冷蔵鶏肉33.7%、^{（注11）}鶏肉調製品33.2%になっている（02年）。

日本の鶏肉生産は輸入の増加によって減少傾向にあり、02年の自給率は65%である。生産戸数は大きく減少して02年で2,986戸であるが、鶏肉業界は、これ以上の輸入増加を防ぐためFTAにおいて例外にすることを要求している。なお、鶏肉の関税率は骨なし11.9%、骨付き8.5%である。

b 野菜

日本では近年野菜輸入量が増大しており、02年の輸入量は2,410千トンに達し、自給率は83%に低下している。タイの野菜生産量は260万トンであり、日本の生産量の5分の1に過ぎないが、北タイでは日本向けの野菜が生産されている。ただし、タイからの野菜輸入量は79千トンで日本の野

菜輸入量全体に占める割合は3.3%に過ぎず(02年), しかも近年は中国との競合により輸入量はやや減少している。タイからの野菜輸入量で最も多いのはショウガ(輸入量は28.0千トンでタイからの野菜輸入の35%を占める)であり, 次いで, 枝豆8.8千トン, タマネギ4.8千トンが続く。野菜の関税率は, 品目によって異なるが5~15%であり, 関税が撤廃されると一定の影響はあるであろう。ただし, 日本としては中国からの野菜輸入のほうがより大きな問題である。

c 水産物

タイは水産物も多く輸出しており, 対日輸出が大きいものはエビ, カツオマグロ缶詰, イカ, スリミである。

日本はアジア諸国から大量のエビを輸入しており, タイからは冷凍エビ19千トン, エビ調製品を23千トンを輸入している(02年)。国産のエビは2.1千トンに過ぎず, エビの総需要量(323千トン)の1%にも満たない。また, 関税率は冷凍エビ1%, エビ調製品4.8%でさほど高くなく, 国境措置の問題はそれほど大きくないが, エビ輸入については, 環境問題, 食品安全性の問題が指摘されている。

日本はカツオマグロ缶詰を27.6千トン輸入しており, そのうちタイからの輸入は17.3千トンで輸入量の63%を占めている(02年)。カツオマグロ缶詰の供給量全体に占める輸入品の割合は45%であるが, 国産とされているもののなかにも一次処理をタ

イ等で行っている場合もある。関税率は9.6%であり, 関税が撤廃されると海外生産の割合がさらに増えるであろう。

(注11) 詳しくは, 本誌別稿山本博史「タイのプロイラー産業」を参照。

5 課題と展望

(1) WTO協定との整合性

FTAは特定の国に対してだけ関税を撤廃・削減するものであり, 本来, GATT(WTO)の根本原則である「最恵国待遇」(特定の国を差別しない)と矛盾する側面を持っている。WTO協定では, FTAが拡大して最恵国待遇原則がなし崩しになり, 経済ブロック化に進むのを防ぐため, 第24条^(注12)でFTAが認められる条件を定めている。そのなかで重要なのは以下の3点である。

FTA締結以前より貿易障壁を高めてはならない。

実質的なすべての貿易について関税その他の制限的通商規則を廃止する。

妥当な期間内に協定を設定する。

このなかで特に問題になるのは, の「実質的なすべて」であり, 一般には「特定の産業分野を除外せず貿易額の90%以上をカバーする」と解釈されている。したがって, タイとのFTAについても農業を一切除外するということできないが, 例外品目を設けることは可能であり, これまで締結されたFTAでは例外を設けているのがほとんどである。また, の「妥当な期間」は「10年以内」とされているが, 実際

は10年を超える協定も多く存在している。

日・タイのFTA交渉においても、この例外をどう設けるのかが一つの焦点であり、完成度の高い(例外の少ない)協定にしようとする交渉は難航するであろう。

(注12) 現実の世界では、FTAによる差別的な扱いが蔓延してきており、FTAのネットワークに入れない国は不利益を被っている状態になっている。日本は「WTOが進まないならFTAだ」というムードになっているが、FTAにはマイナス面もあり、FTAの限界を見極める必要があるであろう。

(2) 経済発展段階の相違と途上国への配慮

FTA、関税同盟はもともと近隣諸国同士の経済統合を想定していたものであり、今日のように地理的に離れた国同士の協定が多くなったのは最近のことである。隣国同士であれば経済発展段階も大きな差異がなく、協定も比較的結びやすい。EC(EU)がその典型であり、EU加盟国間には経済格差があるものの、その差異は小さい。途上国間のFTAも同様である。

一方、先進国と途上国同士のFTAは、経済発展段階の差があるため難しい問題を含んでいる。発展段階が異なる国同士の関税を撤廃・削減し投資の自由化を進めると、途上国の経済は先進国の企業に支配されてしまい経済的自立が損なわれてしまう。戦後、途上国の多くは、先進国による経済的支配を「新植民地主義」として批判して、関税を高め国内産業の発展を図るといった「輸入代替工業化」政策を採用してきたが、これは国際貿易論において「幼稚産

業保護論」として正当化されてきたものであり、途上国の関税水準が現在も高いのはその名残りである。

こうした途上国の主張は64年のUNCTAD総会で強く打ちだされ、それを受けて、GATTの第4部で途上国に対する最恵国待遇の例外として一般特惠制度が設けられた。さらに東京ラウンドにおいて、途上国の「異なる有利な待遇」が認められ、そのなかで、途上国間のFTAについてはGATT第24条の規定に必ずしも従わなくてもよいという「授權条項」が設けられた(79年)。そして、この規定に従って、途上国間のFTAでは関税撤廃の割合を緩めたり経過期間を長くするなどの措置がとられている。

こうした先進国と途上国の対立の構図は現在のWTO交渉でも現れており、途上国は投資ルール、競争政策、貿易円滑化、政府調達(シンガポール・イシュー)をWTO交渉に盛り込むことに強く反発している。日本のFTA論議ではこの問題が必ずしも理解されていないように見受けられるが、タイは途上国であり、他のアジア諸国とのFTAでも同じ問題を含んでいることを理解する必要がある。先進国と途上国同士のFTAにおいて相互主義ではない特別の待遇が途上国に与えられるかについては明確な規定はないが、日・タイFTA交渉では、タイ側が途上国としての特別の配慮を要求している。今後日本は、ASEAN諸国とのFTA交渉を進めるに際し、相手国との経済発展段階の違いに十分配慮する必要がある、その配慮なくして交渉の合意は困難で

あろう。

(3) 協力と貿易自由化のバランス

こうした構図のなかで日・タイFTA交渉で提起されているのが「協力」問題であり、タクスフォースの報告書のなかでは、「日・タイの経済連携はまた、二国間経済協力の重要性を認識する」と書かれている。

農業分野については、タクスフォース報告書の付属文書5「日・タイ経済連携協定における農業合意の方向性」において、「農業分野における日・タイ経済連携協定の目的は、農業者と消費者の生活の質の改善及び所得を向上させるものであるべきであり、両国における農業の共存を確実にするものであるべきである」としている。そして「両国の農産物のセンシティブティーを十分考慮して農業者の生活の質の改善及び所得の向上を図ること、農業協力と農産物の貿易自由化の間の適切なバランスをとることによって両国の持続可能な農業の開発を支持すべきである」として、以下のことをあげている。

タイの農村部における農民の貧困問題を考慮し、両国の農協や農業者間の直接的なつながりの強化を通じてアグリビジネスや投資を活性化させる。

国内消費と農産・食品の貿易に関する食品安全性の重要性を認識し、相互の食品安全協力を推進する。

貿易に関する農産物のセンシティブティーは十分に考慮すべきであり、相互利益を確実にし、両国の農業が共存できること

を確実にするための公正で公平な枠組みが可能になることを希求する。

そして、以上のような枠組みを確立するために、農業関連の代表者で構成されるワーキング・グループの形式で農業協議の枠組みを確立すべきであると書かれている。

日本の農協系統はこれまでもIDACA（アジア農業協同組合振興機関）を通じてアジア地域の農協のリーダー育成に多大な努力を行ってきたが、タイの農協組織の育成・発展のために日本の農協運動の経験を伝えることは、タイの農村問題、貧困問題を解決するために有効であろう。経済連携を単なる自由化という枠組みだけでは終わらせないようにすることが必要であり、こうした取組みなしに真の連携は生まれてこないであろう。農林水産分野の協力の具体例としては、農協組織育成支援、農業者の研修受入れ、農業金融の制度作り支援、農業技術支援、食品衛生管理技術支援、環境対策、森林造成、水産資源管理などが考えられよう。

(4) 日本農業の構造改革と国内対策

食料安全保障、農業の多面的機能のため、日本でも一定程度の農業を維持していくことが必要である。そのためには無制限の自由貿易、市場原理は望ましくない。これはWTOにおいてもFTAにおいても同じであり、日本として当然主張すべきことである。

また、農業には公共財としての側面があり、その維持のために社会として費用を支

出することが正当化される。現在、日本は、農業の保護を関税等による国境措置に多く依存しており、財政による農業者支援は一般に考えられているほどは手厚くない。WTO、FTAによって国境措置が下げられた場合は、日本農業を維持するため財政的に支える必要がある。

一方で、日本農業は生産性向上の努力を続けることが必要である。しかし、日本は土地資源が乏しいこと、賃金水準が高いことによって、日本農業の比較劣位性は否定しがたい。特に、タイとの間では賃金水準(注13)の格差が大きい。日本農業の生産性向上の努力には限界があること、また、農業の構造改革には時間がかかることの認識が必要である。

(注13) タイの農村における農業労働者の賃金は1日100バーツ(約280円)程度、バンコクの最低賃金は1日170バーツ(約480円)であり、この低賃金がタイの競争力を支えている。この途上国の低賃金で生産された低コストの農産物が輸入されると先進国の農民の所得水準を引き下げることになってしまい、先進国は国境措置、価格支持政策で農民の所得を支えてきたが、その農業保護がWTO交渉で問題になっている。同様のことは他産業についても言えることであり、途上国が低賃金を武器に先進国に輸出しようとする、先進国側では労働問題を理由に保護的手段に訴えることが起きており、「貿易と労働」の問題はWTOの新しい問題として浮上してきている。なお、この問題はNAFTAの交渉時にも問題になり、労働に関する補完協定が締結された。

(5) FTAと環境問題

日本のFTA論議ではあまり論じられていないが、環境問題との関係も重要な論点である。これまでも多く指摘されてきたように、アジア地域では資源を枯渇・破壊しながらの熱帯材輸出、エビ輸出が行われて

第11表 タイの森林面積と農地面積

(単位 万ha, %)

| | 森林面積 | 割合 | 農地面積 | 割合 |
|-------|-------|------|-------|------|
| 1960年 | 3 000 | 58.5 | 1 008 | 19.6 |
| 65 | 2 310 | 45.0 | 1 287 | 25.1 |
| 70 | 2 190 | 42.7 | 1 380 | 26.9 |
| 75 | 1 850 | 36.1 | 1 688 | 32.9 |
| 80 | 1 655 | 32.3 | 1 830 | 35.7 |
| 85 | 1 491 | 29.1 | 1 985 | 38.7 |
| 90 | 1 410 | 27.5 | 2 214 | 43.2 |

資料 FAO

(注) 割合は国土面積に対する割合。

きた。また、ブラジルでは熱帯林を破壊して牛肉、大豆、サトウキビを増産させており、タイにおいても、東北タイで森林を破壊してキャッサバ、サトウキビの栽培面積を拡大してきた(第11表)。こうした資源を収奪しての生産増加が国際価格の低迷をもたらし、貧困と環境破壊の悪循環に陥っている。こうした資源収奪型の生産方法を変え、持続可能な生産方法に転換する必要がある。(注14) アジア地域の環境問題は世界の環境にとっても重要であり、環境問題は自由貿易だけでは解決できず、今後、アジア地域の環境協力、共通環境政策を構築することが必要であろう。

(注14) 1930年代以降、一次産品の価格安定のため国際商品協定が形成されたが、環境という視点も入れて持続可能な農業生産を目指した国際間の新たな協定の構築が必要になっていると思う。

(6) 「東アジア共同体」と共通政策の可能性

欧州、米州で地域統合が進んでおり、アジア地域においても地域統合に向けた動きは止めることができない大きな流れになっ

ている。日本は、戦後、政治的、経済的に米国への依存度を強めたが、近年では、貿易、投資、食料輸入におけるアジアのウェイトが高まっており、今後もアジア地域間の関係はさらに深まるであろう。

しかし、それが「東アジア共同体」の形成まで進むまでにはかなりの時間が必要であろう。日・ASEAN間で合意された枠組み文書の通りに進んでも、日・ASEAN間のFTAが実現するのは2017年である。また、たとえ日本と中国とのFTAができたとしても、それはさらに先のことになるであろう。現在はその長い道のりの出発点に立っただけであり、東アジアの経済連携は長期的視点に立って進め、協定を相手に無理に押しつけるようなものであってはならない。経済発展段階が近いASEANと中国・インドの間は授權条項もあるため比較的スムーズに進むであろうが、先進国と途上国の間のFTAには困難な問題が伴うため特別の配慮が必要であり、経済統合には時間がかかることを認識する必要がある。

いずれにせよ、日本、中国、韓国、ASEANの連携は事実として着実に進行しているし、21世紀の前半にアジアの地域統合に向けた動きが進むことは間違い^(注15)ない。

EUでは統合を進めるとともに農業政策、環境政策の共通化が行われてきたが、アジア地域においても、単なる貿易・投資の自由化という枠組みだけではなく、EUの経験に学び、社会保障、地域政策、安全保障、インフラ整備まで含めた枠組みを構想し、将来的には共通農業政策、共通環境政策まで展望すべきであろう。そして、こうしたアジア地域の連携を強めていくためにも、日本人のアジア観、アジアの人々との関係の再構築、再検討が必要であり、そのなかには戦時中の行為への反省を含めた歴史認識も含まれるであろう。

(注15)「東アジア共同体」の形成にはいくつかの懸念材料もあり、その一つは北朝鮮、台湾の存在である。また、豪州、ニュージーランドをどう位置付けるのかという問題もある。さらに、近年の日本のアジア論議で大きく欠落しているのがインドの存在である。インドはASEANや日本の文化、言語、宗教に大きな影響を与えたのであり、インドはアジアのなかで中国と並ぶ重要な存在である。そういう意味でも、タイは、インドと中国、日本を結ぶ役割を果たし得る国として重要である。

<参考文献>

- ・末廣昭・山影進編『アジア政治経済論 - アジアの中の日本をめざして -』(NTT出版, 2001)
- ・新堀聰『21世紀の貿易政策 - WTOは新しい貿易問題にいかに対処すべきか -』(同文堂, 1997)

(主任研究員 清水徹朗・しみずてつろう)

